

仙南地域広域景観計画の体系

※ページ数は計画本編に対応

目的 (P.1～ 序章)

本計画の策定を通じ、仙南地域が一体となって取り組む景観形成の契機とするとともに、緩やかな景観コントロールによって“仙南地域らしさ”を象徴する良好な景観の保全・形成を図る。

仙南地域の景観特性 (P.4～ 第1章)

「計画区域」, 「良好な景観の形成に関する方針」及び「行為の制限に関する事項」を整理するため、それらの前提となる仙南地域の景観の要素及び分類を掲載した(仙南地域広域景観マスタープランから引用)。

▶記載必須項目

景観計画区域 (景観法第8条第2項第1号)

位置図 (P.11～ 第2章)

詳細図 (P.16～ 第4章の地区別の(1))

景観計画によって重点的に景観誘導を図るべき地域として、仙南地域広域景観マスタープランで抽出した景観特性の地理的まとまりがある地域(景観重点区域)の中から、景観の保全を目的のひとつとしている自然公園法の国定公園指定区域の状況を考慮し、仙南地域において12地区を指定する。

景観計画区域において定める事項

目指す方向性

▶記載任意項目 良好な景観の形成に関する方針 (景観法第8条第3項)

- ◆共通した景観特性を有する仙南地域(全地区)共有の方針
仙南地域広域景観マスタープランで整理した**基本理念**と**基本方針** (P.13～ 第3章(1)(2))
- ◆地区別の方針
地区の景観の状況に応じて定める**景観形成方針** (P.15 第3章(3) / P.16～ 第4章地区別の(2))

実現手段

▶記載必須項目 行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)

- ◆仙南地域(全地区)共通の制限される行為
良好な景観の形成のために行為着手前に届出を求める**届出対象行為** (**高さ, 建築面積など**)
(P.113～ 第5章)
- ◆地区別の行為の制限の審査基準
届出対象行為が方針に合うものかを審査する**景観形成基準** (「**配置・位置**」など**9項目**)
(P.16～ 第4章地区別の(3))